

やまなしメディア芸術アワード メタバースプロジェクト業務委託 仕様書

1 業務名

やまなしメディア芸術アワード メタバースプロジェクト業務

2 業務趣旨

令和10年度に開館50周年を迎える県立美術館については、県立美術館ビジョン（令和5年度策定）に基づき、本来の美術館としての活動を更に充実させながら、先進的な取り組みを実施し、誰もが豊かさを体感できる、新たな価値を創造する場として機能を付加していくこととしている。

その価値付与機能の一環として、令和4年度及び5年度には、県立美術館において現実空間及び仮想空間（県立美術館メタバースギャラリー）での融合した企画展示を実施し、デジタル技術の活用を通じて新たな芸術分野及び鑑賞体験の提供が可能となった。

この取り組みを県全体に広げていくため、今年度は4回目を迎える山梨県主催「やまなしメディア芸術アワード」と関連づけ、「山梨県メタバースギャラリー」として継続して実施することとする。

本業務は、メタバースを活用して実施する展示企画について、芸術家等の提案、展示の企画構成、制作・実装、展示関連コンテンツの企画・制作・運営、広報計画の提案・実施等を行うことを通して、本県における文化芸術の振興及び芸術家のキャリア形成を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

5 業務内容

(1) 「山梨県メタバースギャラリー」メタバースプラットフォームの構築及び保守・運用

① 「山梨県メタバースギャラリー」メタバースプラットフォームの構築

下記条件を満たすメタバースを構築する。

本県では、「令和5年度 山梨県立美術館 新たな鑑賞体験創出推進業務」においてメタバースプラットフォーム「STYLY」（株）STYLY）を活用していたが、本業務では「STYLY」に限定せず、企画展示に適したメタバースプラットフォームを提案することを可能とする。

（参考） 県立美術館メタバースギャラリーURL

<https://gallery.styly.cc/scene/7417700f-1060-4cb3-b4f1-6424fc2b9195>

項目	内容
運用開始	令和7年2月（予定）
コンテンツ	メタバースプラットフォームでは企画展示用のメタバースを運用すること。なお、企画展示以外に活用するメタバースの提案は任意とする。

言語	原則として言語を使用せず誰もが利用可能な空間を想定しているが、空間の概要や操作方法等基礎的な活用に関する情報揭示については日英の対応とすること。
アクセス方法	パソコン、スマートフォン、VR 機器など複数の端末機器上で、メタバース専用アプリケーション及びブラウザによるアクセスが可能であること。
同時アクセス可能人数	企画展示内容に合わせ、提案すること。
操作マニュアルの作成	展示会場のスタッフが鑑賞者に対応するためのマニュアルを作成すること。
アバター (提案任意)	数・種類・アバター同士の交流活動等は企画展示内容に合わせ、任意での提案とする。

## ② メタバースプラットフォームの保守・運用

項目	内容
セキュリティ対策	メタバースプラットフォームの想定される脆弱性（例 データの損害、アカウント情報の漏洩等）に対し適切なセキュリティ対策を講じ、事態が起こった場合には適切な対応を行うこと。
ソフトウェア等のアップデート時の対策	メタバースプラットフォームのアップデートが生じた場合に起こりうる影響について対策を講じるとともに影響が出た場合には速やかに適切な対応を行うこと。

## (2) 展示企画・制作

### ① メタバース企画展提案

次の要件に合致する芸術家を選定・起用し、作品制作・展示を実施すること。

- ・山梨県出身者又は山梨県を主な活動拠点にしているなど、山梨県にゆかりのある芸術家であること。
- ・美術賞等での受賞や、芸術祭、展覧会等での発表実績等十分な資質・経歴を有する芸術家であること。
- ・最先端デジタル技術の活用に意欲・関心のある芸術家であること。
- ・山梨県の文化・芸術資源を題材とし、鑑賞者が想像力や好奇心を広げる機会となるような優れた作品制作を行うことが可能な芸術家であること。
- ・展示会期は令和7年2月から3月中の約1ヶ月間を想定。展示場所は県内の文化施設等とし、提案すること。実施にあたっては県と協議を行い、必要な調整を行うこと。
- ・展示期間の営業時間中は必ず1名以上スタッフ（展示監視員）を常駐させること。
- ・展示に必要な機材について、鑑賞可能な状態となるよう、案内板等を制作し、セッティング等を行うこと。また、展示・撤収に必要なディスプレイ、資材、什器について、用意すること。県の備品等を使用する提案も可能だが各備品等の稼働については契約後、改めて県と確認すること。実施に先立ち、芸術家、県と協議を行い、必要な調整を行うこと。なお、県の備品一覧は以下のとおり。

○県の備品一覧

	品名	数量	単位	備考
1	スクリーン用モニター (液晶ディスプレイ) スタンド付き	1	式	サイズ：75型ワイド スタンド付き 解像度：4K 表示色：フルカラー スピーカー内蔵対応
2	VRゴーグル(対象：13 歳以上) コントローラー	9	台	PICO4 VRスタンドアロン型ヘッドセッ トモデル型番：A8110 コントローラーモデル型番： C1810
3	タブレット型PC	10	台	11インチ iPad Pro (第4世代) Wi-Fi
4	スマートフォン	10	台	Google Pixel 6a モデル：GB17L

② 効果測定

メタバースのプレビュー数について6(1)の報告書にて記載すること。

(提案任意) リアル(現実)空間展示

メタバース内以外に、関連した現実空間展示を提案する場合は、以下を参考とすること。

- ・上記「メタバース展示」に関連する展示物の制作、搬出入、展示・撤去を行うこと。
- ・展示期間及び場所は併せて企画提案を行い、実施にあたっては県と協議の上、調整すること。

(3) 関連イベントの企画提案・実施・効果測定

① 企画提案

- ・本県における文化芸術の振興及び芸術家のキャリア形成を目的とする本事業の趣旨に即し、参加者の興味関心・理解の向上を目的として、ワークショップや講演会等、関連イベントの企画内容を提案すること。
- ・メタバースの展示会期中に一回以上実施すること。
- ・提案した企画の内容については、実施に先立ち、芸術家、県と協議をおこない、必要な調整を行うこと。

② 実施

- ・実施に必要な人員、機材等を調達するとともに、機材のセッティング等、事前準備等をおこない、関連イベントを実施すること。
- ・実施場所は併せて提案を行い、実施にあたっては県と協議の上、調整すること。

③ 効果測定

- ・関連イベントの内容、目的に則し、理解度や満足等に関するアンケートを実施し、事業効果を測定・分析すること。
- ・効果測定の結果については、6（1）の報告書にて記載すること。
- ・アンケートの内容については、実施前に県と協議をおこない、決定すること。

#### （4） 広報物作成、広報企画の提案・実施

##### ① チラシ作成

- ・本業務で実施する展示、関連イベント、関連企画の内容に関して、以下のとおり広報用印刷物を作成・納品すること。
  - 表裏フルカラー
  - 部数：10,000 枚以上
  - 納期：2 月上旬
- ・画像加工、デザイン、レイアウトを含む。チラシの規格（サイズ、紙質等）は提案すること。
- ・紙の種類等、印刷の仕上がりに関する内容は、デザインの観点から内容を協議の上、同等の別のものと差し替える可能性がある。
- ・完成原稿の PDF と ai データを、Web 等での広報用に提供すること。
- ・納品場所：山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課内（予定）

##### ② Web バナー作成

- ・以下のとおりやまなしメディア芸術アワード 2024-25 及びヤマナシクリエイターズリンクの公式ウェブサイト掲載用のバナー2 種を作成すること。
  - サイズ：2500x910dpi、 670x273dpi
  - デザイン：広報印刷物のデザインを基に作成すること。
  - データ形式：jpeg
  - 納期：1 月中旬

##### （参考）

やまなしメディア芸術アワード 2024-25 <https://y-artaward.jp/index.php>

ヤマナシクリエイターズリンク <https://ycl-yamanashi.jp/>

##### ③ 広報企画の提案・実施

- ・チラシ配布、専用ウェブサイト以外の広報について、本業務で実施する内容に適した効果的な広報企画を提案・実施すること。（例 掲載メディアの提案等）
- ・実施に当たっては、県と協議の上、詳細を決定すること。

#### （5） その他

- ・（1）～（4）の業務実施に係るすべての費用を見積に含めること。

## 6 提出物

### （1） 報告書の提出

- ・5（1）～（4）の事業実施内容、結果について報告書を提出すること。
- ※結果については、定性的、定量的な観点での事業検証を含めること。

### （2） 部数 3部（別途、電子データ(CD-ROM 等：正・副各1部)を提出すること。)

- ※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

### （3） 必要な資料等については随時提出すること。

## 7 業務条件

- (1) 本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。
- (4) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 業務中に作成し、県に提出した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。
- (6) 打ち合わせ（Web 会議形式による場合を含む。）は、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) 本業務において打ち合わせ、協議及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に関連して制作された著作物について、県は、展示、解説、広報の目的で使用することができるものとする。これらの使用にあたって、受託者に著作権料等を支払うことはしない。ただし、芸術家が制作する作品、及び、作品展示空間に関しては、展示会期中のみ、本条件を適用するものとする。